

規範風景 —景観形成の目標像の手掛りとして

¹ 篠原 修

¹ フェロー会員 工博 東京大学大学院教授 工学系研究科社会基盤学専攻
(〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1, E-mail:shinohara@keikan.t.u-tokyo.ac.jp)

2004年6月に公布された「景観法」は、景観形成に関する枠組は示したものの、目指すべき景観像については触れる所はない。又、2003年7月に公表された「美しい国づくり政策大綱」においても、公共事業が目指すべき具体的な河川像、道路像についての言及はない。本文では、景観政策の核心とも言うべき目標像の欠落に対し、目標像設定の手掛りとなる風景を規範風景に求めることを提案する。そして、その規範風景は、景観先進国西欧の政策をも参照すれば、近代工業化以前の中・近世の風景にならざるを得ないことを述べる。我国のそれは、都市においては域外の山や海と同時に眺められる自然、都市風景であり、水の風景であった。田園においてはその骨格ははまだ再構築可能な形で生きている。最後に土木技術者が抛るべき土木の規範風景の抽出法にも触れ、それらが「土木デザイン資料集成」となろうことを述べる。

キーワード：規範風景、景観形成の目標像、景観政策、景観法

1. 「政策大綱」「景観法」が逃げた所

2003年7月に「美しい国づくり政策大綱」が公表され、国土交通省は過去の効率優先の公共事業のやり方を反省するとともに、「美しさ」を事業の内部目的化することを表明した。又、同時に景観アセスメント(評価)や電線電柱類の地中化などを今後の重要施策として掲げた。しかしながら、同省がどのような都市景観を目指すのか、あるいは公共事業の実施によりどのような道路景観、河川景観を実現しようとしているのかについては明言を避けている。これは官制の価値観の押し付けと批判されることを恐れた為かとも考えられるが、明快な目標像を示し得なかったと判断するのが正直な所であろう。

「政策大綱」に景観に関する基本法の成立を目指すと述べられていた法制度の整備は、2004年6月の「景観法」の公布となって実現した。同年12月に一部施行、2005年6月に完全施行となった。「景観法」では、景観行政団体や景観審議会、景観協議会等の計画、協議主体、条例の制定、運用などの枠組みが示され、又景観計画の策定に始まる計画区域、景観地区等の地区指定、重要景観公共施設の指定などとともに、計画、規制等の手順が明示されている。しかし、ここにも又、各々の都市(田園を含む)が目指すべき都市景観像を描くことは、各計画主体(自治体)に委ねられている。尤も景観とは、当該

地域の地形・地質、気候と歴史的に蓄積されてきた住民の生活様式の合作が生み出す、すぐれて個性の強いものであるから「景観法」が目標像にまで踏み込まなかったのは正当な判断であったと言えないこともない。

つまり「政策大綱」と「景観法」は景観の保全と形成に関する基本的な枠組みを提示し、考えられる施策は列挙したものの、どのような風景に向かって我々は進むのか、という目標像、つまり景観形成にとって最も肝心な部分、を欠いているのである。これは良く取れば、地域の皆が考えることである。つまり地域の自主性を尊重した結果と言えるが、悪く取れば、中央官庁の官僚には我国が目指すべき景観像についての価値観を持ち合わせていないのだ、ということも出来る。

各々が自由に考えて下さいと言われても、地域の住民や公共事業の担当者は、正直の所、戸惑いを覚えるのではないだろうか。具体的な目標像はともかく、どの方向に向かって進めば良いのか、の方向性すら示されないのだから。ここ20年程の各種公共施設のデザインやまちづくりの実践を通じて地域住民、行政担当者と接してきた経験が、そう筆者に問いかけるのである。

地域の気候、風土により様々な違いはあるにせよ、目指すべき景観像とは言わぬまでも、その方向性を提示し、その目標像設定の方法論を示す必要がある。少なくとも景観の専門家にはその責務があると筆者は考える。保全

するにせよ、新たに景観を創出するにせよ、その手掛りとしての風景(少なくとも方向性)を示さねば景観施策の大局を誤る恐れがあると思う。目標像を設定する手がかりとして、「規範風景」と言う概念を呈示し、その抽出法を都市、田園と土木の2つの側面から以下に述べてみたい。

2. 規範風景という考え方

規範とは「判断、評価、行為などの拠るべき規則、規準」(「岩波国語辞典第二版」岩波書店)であり、「その社会で、それに従うことが求められる行為などの型」(「新明解国語辞典」三省堂)である。ここに両者が言う行為を建造物の計画、設計、施工と考えれば、保全にも創出にも適用し得る概念であろう。そして規範風景とは、規範(規準、型)を体現している実在の風景ということになる。

ある風景が規範風景たり得るか否かの条件を筆者なりに、より具体的に示すと以下の如くなる。

- 1) 完成(成熟)していること、発展途上のものに見られる破綻がないこと。
- 2) 歴史的な試練を経て、或る集団(国から集落のレベルまで)から価値についての合意が得られていること。その合意は「白砂青松」や「山紫水明」の如くに言語化されていることも多い。
- 3) それは、自然の営為より「生まれる」、生活の結果として「なる」、意図的に「つくられる」の別を問わない¹⁾。

些か難しいことを言っているように聞こえるかもしれないが、具体的な風景を挙げれば、それは我々日本人にとって、常識的で親しいものばかりである。例えばそれは自然風景では古くからの富士山、日本三景であり、昭和9年の第一次指定以来国が価値判断を下した各地の国立公園である。又世界遺産に登録された白神山地、知床である。

都市は自然程明快ではないが、東京を例に取れば、古くは広重描く所の「名所江戸百景」の風景である。全国各地に某々銀座を生み出した銀座である。又美観地区に指定された皇居周辺であり、風致地区指定第一号の表参道の風景である。国のお墨付きということになれば、各地に残る重要伝統的建造物群の街並である。

もう一方の田園は、あまりにありふれている故に、価値ある風景とは見なされてこなかった。しかし産業としての農業の衰退、減反による農地の荒廃に伴い、むしろその価値が強く認識され始め、フィリピンの棚田の世界遺産指定も追い風となって、文化庁が文化的景観としてその価値を再発見しようとしている。各地に残る棚田、

開拓を象徴する中標津の防風林、近江八景の水郷などがその代表例であろう。

上述の例で分かるように、或る風景が規範風景たり得る為には、大衆の支持が不可欠である。なぜなら風景は一部の特殊な人々の専有物ではないから、大衆の支持がなければ歴史的な試練に耐えて生き延びることが出来ないからである。そして大衆の支持を得る為には、一時の流行や表面的なカッコ良さを突き抜けた、人間の琴線に触れる核を持たねばならない。次々と生み出されるポップス系の歌が規範曲となり得ないのと同様に、次々に話題となる現代建築が規範風景を形成し得ないのは、大衆の琴線の所在を捉えそこねているからである。

3. 景観先進諸都市—西欧の景観施策

昨秋、景観法公布を受けてツアーを組み、イタリアのヴェネチア、シエナ、ボローニャ等の都市を巡り、市の景観担当者と意見を交わした²⁾。又、特に景観法などと意識せずとも折々にヨーロッパの諸都市を巡ってきたので、彼らの都市景観意識の核心が那邊にあるかの一応の見当はついていて、更には西村幸夫氏を中心とするヨーロッパ諸都市の景観に関する制度の研究、紹介を一通りは勉強してきた³⁾。

自らの体験とこれらの文献が教える所を総合すれば、その結論は極めて明快である。つまり、彼らの都市景観施策の根底には、近代工業化以前の中・近世の建造物(建物、街路、広場、橋等)の実在があるのだと。これは意図的に形成されたパリやベルリンあるいはロンドン、自然的(ジネン)に形成された中・近世都市の別を問わない。試みにパリ近郊のいわゆるニュータウンやストックホルム郊外の新都市を訪れてみればこれは直ちに了解される。それらの近代工業化社会が生み出した町は、それがいかに巧みに計画されていようとも、我国のニュータウンと同様、我々に何の感銘も与えない。琴線に触れてこないのである。恐らくある都市が1個の規範風景たり得るには、地場の石、レンガ、瓦、木等の材料と、職人達の手仕事の痕跡が不可欠なのだろうと考える。

都市とは截然と区別された一方の西欧の田園では、それがブドウ畑であるにせよ、オリーブ畑にあるにせよ、装置化が否定されている。田園風景が規範風景たり得る為には農業の工業装置化、農村住居の現代材料化を否定せねばならぬと彼らは考えているのであろう。

都市にせよ田園にせよ、西欧の景観政策における規範風景は、眼前に実在する近代工業化以前に形成された風景である。これは強い。何よりもわかり易い。何せ眼前に在るのだから。従って景観政策の基調はこれらの中・近世の風景の保存、保全であり、より完成度の高いかつ

ての姿に向けての修復、復元となる。この西欧が採る景観政策の方向性は我国のそれに適用可能であろうか。

4. 日本の景観政策の方向

西欧においても近代工業化社会が生み出した各種の建造物と、その集積としての風景は大衆の共感を得るには到っていない。パリを例にとれば、ポンピドーセンターがいかにも建築界でもてはやされようとも、それは都市、パリの規範風景とはなり得ないだろう。ビブリオテックも然り。ガラスのピラミッドはルーブルの存在に寄り掛かっている。規範風景となったエッフェル塔は工業化社会入口の微妙な所に位置している。メトロもそうなのだろう。それはまだ人間臭さを残した初期工業化社会の産物だった。

我国の気候・風土と農民の智恵と汗が生み出した棚田、谷地田や、里山を背にし屋敷林を備えた集落とその眼前に広がる水田、天に到ると言われた段々畑等の田園風景は、荒廃しつつあるとは言え、我々の眼前にある。これは西欧と同様強い。水路はコンクリートとなり、農道は舗装され、農家はハウスメーカーのそれとなろうとも、その風景の骨格たる地形、水系のネットワーク、土地利用は往時のままである。その価値を再発見し、合意さえとれば、その規範風景としての再生は可能である。課題となるのは、現代の生活を受け入れつつも規範風景再生に寄与する新しい農家住宅の開発であろう。又、農村風景を豊かにしていた屋敷林、耕地防風林、水防林等の植生の再生も一つの鍵を握る。勿論、これらの規範風景を再生、維持する為の生活システムの再構築が最大の課題となろう。

つまり、我国の田園風景の景観政策は西欧のそれと規を一にすることが可能である。規範風景は眼前に在り、その方向性は明瞭なのだから。

だが一方の都市においてはそうはいかない。大衆の琴線に触れる中・近世の都市風景は我国では既に失われているからである。今筆者が出席している都の景観審議会では、東京を代表する景観として国会議事堂や絵画館をアイストップとするヴィスタ景が挙げられ、それをどう保全するかを巡って、ヴィジュアルコリドーの規制が検討されている。これらのヴィスタ景が規範として挙げられるのは、西欧と同様、それが眼前に在って大衆にわかり易いからである。

この方向性にあえて反対する理由はないが、注意しなければならないのは、これらのヴィスタ景は西欧バロック・アーバンデザインの移入であって、我国の固有の歴史、風土に根差したものではない点である。これらは大衆の琴線に触れる日本の中・近世の規範風景と言えるだ

ろうかという疑問はぬぐえない。国会議事堂等のヴィスタ景は近代日本の規範風景の一つの流れではあっても、中・近世以来の主流たる資格はないのではないか。

5. 日本の中・近世の規範都市風景

大衆の琴線に触れる近代工業化以前の都市風景を求めれば、それは江戸時代までのものとならざるを得ない。しかしそれは前述のように、重要伝統的建造物群に指定されている街並を例外として存在していない。では我国においては、都市に規範風景を再構築することは不可能なのだろうか。答えは否であると言いたい。

明治維新前後に来朝した西欧外国人の我国の都市に関する記述を丁寧点検すれば、大衆の琴線に触れていた都市の規範風景が、又我国の都市の素質が来朝外国人の目にどう映っていたかが分かってくる⁴⁾。それは西欧流の建造物(建物、街路、広場)による街並でなく、都市が都市の外にある山並、海、河川などの自然とともに眺められる域外眺望の素晴らしさなのであった。江戸の町の規範風景は富士山、筑波山、江戸湾とともに眺められる都市・自然の風景なのであった。京の都市風景は東山、北山とともにあり、大阪の都市風景も大阪湾、大川とともにあったのである。このような自然への眺めとともに有る都市の規範風景の存在様式は、パリ、ベルリン、ロンドンには存在しない。100kmもかなたに在る富士山が江戸の都市風景に不可欠の存在であったことは、北斎の「富嶽三十六景」に、又「半分は江戸のものなり富士の山」の川柳によく表されている。大衆はよくわかっていたのである。

次に湾、河川、堀割運河、環濠、水路などの水の存在こそが、大衆の琴線に触れる規範風景であったことは、江戸の広重描く「名所江戸百景」の大半が水辺の風景であったことや、「八百八橋」と称された大阪の水都性によく表われている。この事実は、我々日本人が、水辺を舞台に生活を楽しんでいると記述する来朝西欧人の記録によっても確かめることも出来る⁴⁾。このような生活景は日本以外のアジアの諸国には見られないと彼らは記述する。

つまり、西欧では規範風景の主役であった建造物は、我国では背景にしかすぎず、都市外の自然(山や水面)と、都市内の水こそが規範風景の主役であったのだ。この事実に思いを到らすなら、我国においても都市の規範風景の再発見、再創出は可能だと考えることが出来る。極論すれば、いかに奇抜な建物が建とうとも、それは規範風景には何の由縁もない、縁なき素性であると切り捨ててしまえばよいのだから。

東京湾が見えること、富士山や筑波山への眺めを確保

すること、それを東京の規範風景再生への景観政策に据えればよい。その為に建物他の建造物に規制をかけ、可能な限り、又それらへの眺望を楽しめる視点場を整備すること、これが景観政策の中心となる。第二に、都市内に残る水面を徹底的に生かし、水が主役となる水辺を再構築すること、これが景観政策の第二の柱となる。この景観政策は、ほとんど全ての我が国の都市に通用する筈である。大衆の琴線は、立派な建物などを望んではいないのだ。

6. 規範風景と土木のデザイン

都市、田園が目標として進むべき際の手掛りになる規範風景は上述の通りであるが、では、その風景形成に参画する土木技術者は、どのような橋、河川、堰、ダム等を理想型として念頭に置き、デザイン活動を展開したらよいのかという問題に突き当たる。より土木に引き寄せた実践的な土木の規範風景論が欲しい所である。

しかし土木の分野においては、土木の構造物、施設を含む風景が、上述の規範風景程に大衆に浸透していないが故に、又都市の場合と同様に中・近世のそれがそう多くは残っていないがゆえに、土木技術者自らが土木の規範風景を再発見、再評価し、土木界での合意を得た上で、それを世に問わねばならない。そうは言っても大衆の琴線に触れている土木の規範風景が皆無というわけではない。筆者の念頭にあるいくつかの代表例を示して、土木における規範風景とはどのようなものを示してみよう⁵⁾。

まず上高地の梓川にかかる河童橋。環境庁の上高地の景観調査の折りに来訪者にアンケートをした結果では、穂高連峰をバックにした梓川、河童橋の風景こそが上高地を代表する風景であるという答えが他を圧倒した。橋冥利に尽きるというものであろう。河童橋のように、圧倒的なスケールの自然風景に添景として存在し、より風景の質を高めるといふ土木構造物の在り方は、より古くは京、大堰川の渡月橋、宇治川の橋等の例があり、土木規範風景の一つの型といってよい。

同じく橋であっても、より存在感の強い日本橋(重要文化財)や萬代橋(同)、永代橋、清洲橋のような存在様式もある。このような橋が大衆の共感と呼び、時間の試練を経て規範風景となるには、高いデザイン水準と時々の流行に流されないデザインのオーソドキシニーが必要である。これらはいずれもが明治末から昭和初期に竣工したものであり、つまり近代土木の遺産であって中・近世のものではないが、70年以上の時を経た現在では、土木の規範風景たり得る資格を持つと考えてよかろう。

以上の橋の例にならって具体例を挙げていくときりが

ないので、問題をより一般化して土木の規範風景をどう再発見、抽出すべきかについての私見を述べよう。前述のように規範風景たり得る為には時間の試練を経て、なお大衆の琴線に触れ続けていることが必須であるから、近年のものを規範風景とすることには危険が伴う。一律に何十年と線を引き出すことは出来ないが、ある程度の年数を経ていることを条件とすべきだろう。具体的には、1) 建造物として国や県の文化財になっているもの(指定、登録(50年以上)の別を問わない)、2) 国や県の史跡、名勝に指定されているもの、3) 今後指定されるであろう文化的景観、4) 土木学会他により近代化遺産に登録されているもの、を対象とし、そこに存在している土木構造物、施設を候補とすればよい。ただ、注意しなければならないのは、上述の物件は技術的な観点からの評価や希少性などが評価されて入っているものが多く含まれているので、土木の規範風景として必ずしも適切でないものがあるという点である。景観の専門家が中心となって、分野に応じ、橋梁、河川、ダム等の専門家を加え、土木の規範風景としての評価、構造物、施設の設計合理性等からの評価がなされなければならない。

このような土木の規範風景が再発見、整理されれば、現代の土木技術者に大きな示唆を与え、景観法時代における土木のデザインのあり方を議論する具体的な題材とすることが出来よう。「土木デザイン資料集成」の整備が待たれる所である。

参考文献

- 1) 篠原修:土木デザイン論, pp.48~51, 東大出版会, 2003
- 2) (財)都市づくりパブリックデザインセンター:イタリア・ギリシアにおける都市整備プロジェクトとデザインコントロール, 2005
- 3) 西村幸夫+町並研究会編著:都市の風景計画—欧米の景観コントロール 手法と実際, 学芸出版社, 2000等
- 4) 北河大次郎, 篠原修:江戸・東京の都市景観形成原理に関する考察, 土木計画学研究・講演集, No.15(1), pp.889-896, 1992
篠塚伸一, 宮元大輔, 福井恒明, 篠原修:来朝西洋人の見た幕末・明治期の日本都市風景 江戸/東京・大坂/大阪・京都を対象として, 土木史研究・講演集, Vol.25, pp.379-389, 2005
- 5) 1)pp.76~87